

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少している方に向けて、令和2年4月30日に地方税法が改正され、納税猶予の特例制度が創設されました。

(1) 対象となる方

以下の①・②いずれも満たす納税者・特別徴収義務者。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ② 一時的に納税を行うことが困難であること

(2) 対象となる市税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人の市・県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税など。

(3) 申請手続等

税務課（本館2階）・国保年金課（本館1階）に備え付けの申請書に必要事項を記入し、税務課・国保年金課へご提出ください（郵送可）。申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。

- ① 申請期限 各税目の納期限まで（納期限が延長された場合は延長後の期限）
- ② 添付書類 ・収入や現金の状況が分かる書類（現金出納帳、預貯金通帳など）
・収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること、一時的に納税が困難であることを示す書類（給与明細、売上帳など）

※上記以外にも別途資料の提出をお願いすることがあります。

(4) その他の猶予制度

今回の猶予制度の要件に合わず、特例制度の適用を受けられない場合であっても、「通常の猶予制度」の適用を受けられる場合がありますので、税務課・国保年金課へ問い合わせください。

●問い合わせ 市税務課 ☎22-2215 FAX22-2247
市国保年金課 ☎22-2213 FAX22-2243

消費者ひろば
「訪問買い取りに注意を！」
「不要な衣服などを買い取るという業者が自宅に来て、断っているのに指輪などを強引に買い取られた。」など訪問買い取りに関するトラブルが発生しています。買取業者が突然訪問してきたり勧誘することや、事前に連絡があっても当初の話とは別の商品の売却を求めることは禁止されています。また、買取業者は、契約時に、取引内容（物品の種類、買取価格、買取業者名称・住所など）を記載した書面を交付することになっています。ルールを守らない業者とは契約を避けて、売却の意思がなければはっきりと断りましょう。
契約書面を受領してから8日以内は、自動車・家具・家電など一部物品を除いて、クーリング・オフ（無条件で契約の解除または申し込みの撤回）が可能であり、この期間は、買取業者への物品の引き渡しを拒むこともできます。

市消費生活センター（市総務課内）
消費者ホットライン ☎36-11840
FAX22-2244
☎1188

「消費者ひろば」は、徳島県金融広報委員会の助成金を利用して作成しています。

◆阿北環境整備組合議会議員（敬称略）
川村辰夫、近久善博、細井英輔、原田由一、中西渉、岡田光男、川村洋樹
◆中央広域環境施設組合議会議員（敬称略）
川村辰夫、近久善博、栗原五男、細井英輔、原田由一、北川麦、山添純二
◆吉野川市長等の給与の臨時特例に関する条例制定
新型コロナウイルス感染症対策に係る財源を確保するために、市長、副市長、教育長に対して6月に支給される期末手当相当額を給与から減額することについて、必要な事項を定めるものです。
予算
◆令和2年度吉野川市一般会計補正予算（第4号）
歳入歳出予算それぞれ4億694万5000円を追加し、総額を249億5010万5000円とします。
人事
◆監査委員の選任
監査委員として、川真田大作（かわまた・だいさく）氏（61歳）、山川町若宮を選任。
市議会選出の監査委員として、相原一永（あいひら・かずなが）氏（59歳）、嶋島町上浦が選任されました。

吉野川市融資利用者応援給付金

新型コロナウイルスの感染拡大による影響で、令和2年1月29日以降、下記の対象融資を受けた市内事業者に対し、給付金を交付し、事業継続の支援を行います。

●対象者

- ① 融資を受けた時かつ本給付金申請時点で市内に本社または主要な営業所を有する法人、または市内で事業を営む者
- ② 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、次に掲げるいずれかの融資を受けた者
ア セーフティネット保証（4号または5号）または危機関連保証付き融資
イ 日本政策金融公庫が行う次に掲げる融資
（ア 新型コロナウイルス感染症特別貸付
（イ 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
（ウ 新型コロナウイルス対策衛新融資
（エ 衛生環境激変対策特別貸付
（オ 小規模事業者経営改善資金融資（通称マル経）
（カ セーフティネット貸付（農林漁業含む）
ウ 商工組合中央金庫または日本政策投資銀行が行う危機対応融資
エ（独）中小企業基盤整備機構が小規模企業共済制度の契約者に対して行う特例緊急経営安定貸付
オ その他市長が適当と認める融資であって金融機関が行うもの

●給付額

事業者あたり融資額の10%の額とし、上限20万円を超えない額
ただし、経営者の住所が市外にある場合は上限額を10万円とする。
※1,000円未満切り捨て

●受付期間および受付方法

受付期間：7月1日（水）から9月30日（水）まで
申請方法：市ホームページ、商工観光課（東館1階）または各支所で申請用紙を取得することができます。必要な書類を揃えて、原則郵送で商工観光課へ申請してください。

●その他

申請書の記載方法や必要な書類については、市ホームページをご覧ください。商工観光課または各支所で設置しているパンフレットをご覧ください。

●問い合わせ 市商工観光課 ☎22-2226 FAX22-2237